



2020年農林業センサス結果の概要（概数値）

（令和2年2月1日現在）

※現在、調査結果等の精査中であり、確定値は令和3年3月末に公表する予定。

【調査結果の概要】

1 農林業経営体

長崎県の農林業経営体数は18,022経営体で、5年前に比べ4,027経営体（18.3%）減少した。このうち、農業経営体は17,936経営体、林業経営体は178経営体となり、5年前に比べそれぞれ3,972経営体（18.1%）、381経営体（68.2%）減少した。

※農林業センサスでは調査対象の基準（補足1用語の解説（1）農林業経営体 参照）を満たす経営体のみを対象としている。

※農業経営体と林業経営体は重複する場合もあるため、合計は農林業経営体に一致しない。

図1 農林業経営体数（長崎県）

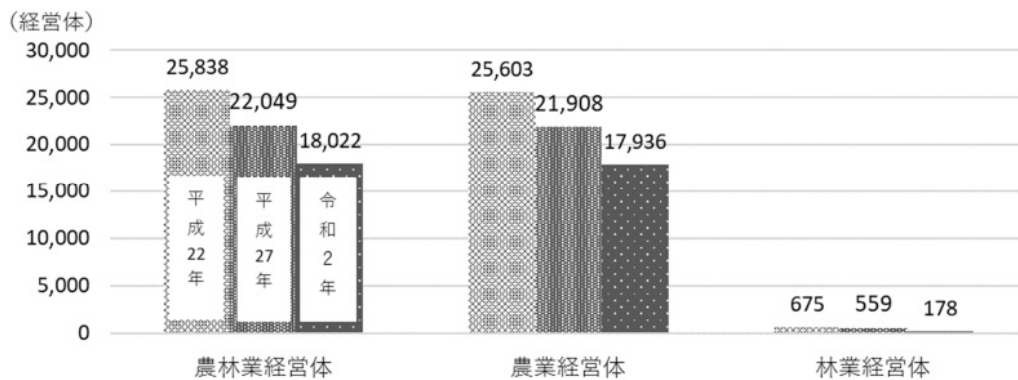


表1 農林業経営体数（長崎県）

単位：経営体

区分	農林業経営体	農業経営体	林業経営体
平成 22年	25,838	25,603	675
27年	22,049	21,908	559
令和 2年	18,022	17,936	178
増減率（%）			
平成27年/22年	△ 14.7	△ 14.4	△ 17.2
令和2年/平成27年	△ 18.3	△ 18.1	△ 68.2

2 農業経営体

(1) 農業経営体数

農業経営体のうち、個人経営体は17,500経営体で、5年前に比べ3,996経営体（18.6%）減少した一方、団体経営体は436経営体で24経営体（5.8%）増加した。

表2 農業経営体数（長崎県）

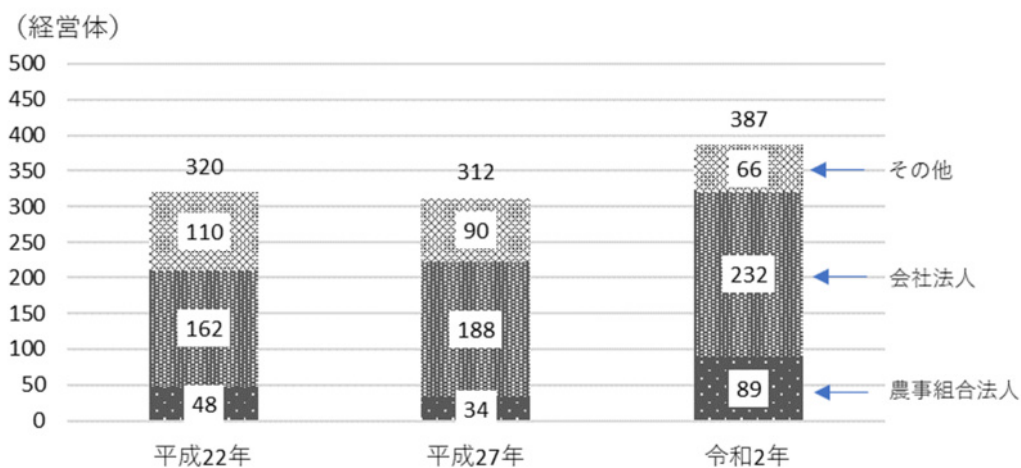
単位：経営体

区分	農業経営体	個人経営体	団体経営体	法人経営体
平成 22年	25,603	25,114	489	320
27年	21,908	21,496	412	312
令和 2年	17,936	17,500	436	387
増減率（%）				
平成27年/22年	△ 14.4	△ 14.4	△ 15.7	△ 2.5
令和2年/平成27年	△ 18.1	△ 18.6	5.8	24.0

団体経営体のうち法人経営体は387経営体で、5年前に比べ75経営体増加した。この結果、団体経営体に占める法人経営体の割合は88.8%となった。

また、法人経営体の内訳をみると、会社法人は232経営体、農事組合法人は89経営体となり、5年前に比べそれぞれ44経営体、55経営体増加した。

図2 法人化している農業経営体数（長崎県）



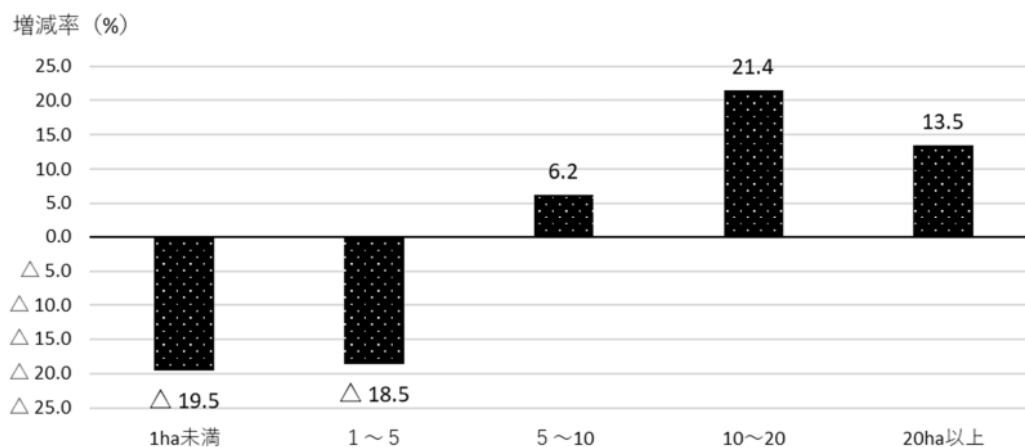
(2) 経営耕地面積規模別の農業経営体数

経営耕地面積規模別に農業経営体数の増減率をみると、5年前に比べ5ha未満の層で農業経営体数が減少したが、5ha以上の層では増加した。

表3 経営耕地面積規模別農業経営体数（長崎県）

	1ha未満	1～5	5～10	10～20	20ha以上
平成 27年	11,766	9,200	499	112	52
令和 2年	9,477	7,495	530	136	59
増減率（%）					
令和2年/平成27年	△ 19.5	△ 18.5	6.2	21.4	13.5

図3 経営耕地面積規模別農業経営体数の増減率（長崎県）



(3) 経営耕地面積の集積割合

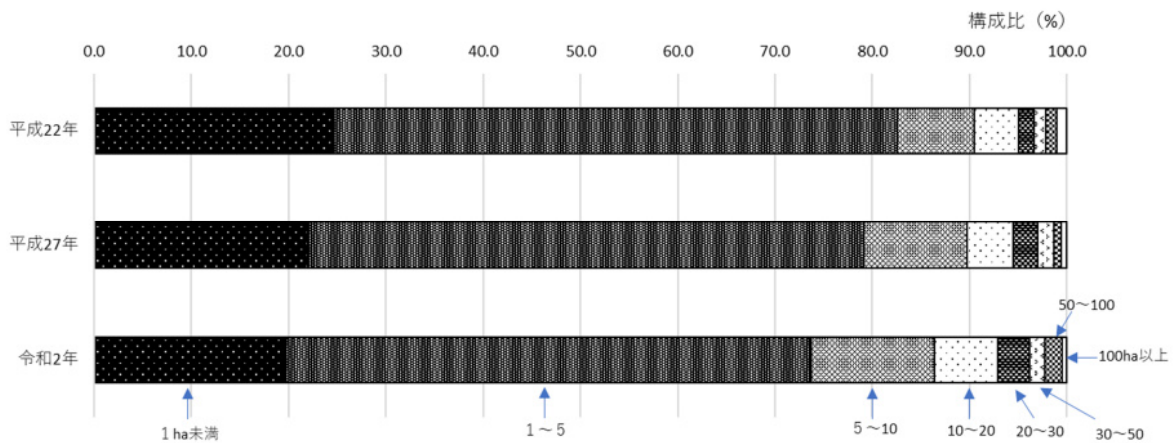
農業経営体の経営耕地面積規模別に経営耕地面積の集積割合をみると、5 ha 以上の農業経営体が 26.3%を占め、5 年前に比べて 5.5 ポイント上昇した。

表 4 経営耕地面積規模別経営耕地面積（長崎県）

区分		計	1ha未満	1～5	5～10	10～20	20～30	30～50	50～100	100ha以上
平成	22年	33,621	8,263	19,487	2,659	1,545	534	413	378	341
	27年	30,756	6,764	17,582	3,264	1,449	782	505	233	176
令和	2年	27,146	5,320	14,685	3,446	1,766	880	430	475	143
構成比 (%)										
平成	22年	100.0	24.6	58.0	7.9	4.6	1.6	1.2	1.1	1.0
	27年	100.0	22.0	57.2	10.6	4.7	2.5	1.6	0.8	0.6
令和	2年	100.0	19.6	54.1	12.7	6.5	3.2	1.6	1.7	0.5

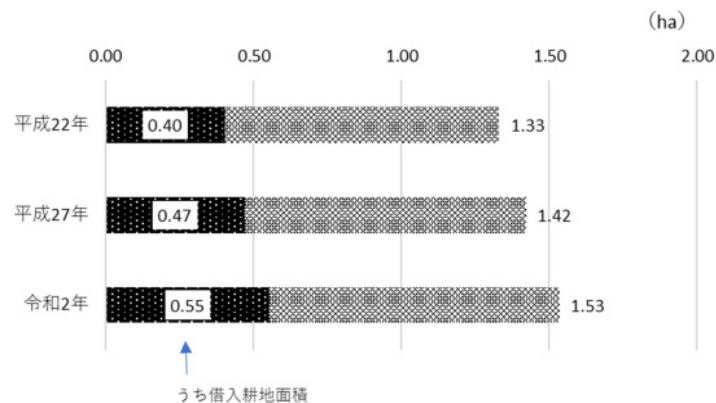
※小数を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

図 4 経営耕地面積規模別経営耕地面積割合（長崎県）



経営耕地のある農業経営体の 1 経営体当たりの経営耕地面積は 1.53ha で 5 年前に比べ、0.11ha 増加した。

図 5 1 農業経営体当たりの経営耕地面積の状況（長崎県）



(4) 農産物販売金額規模別の農業経営体数

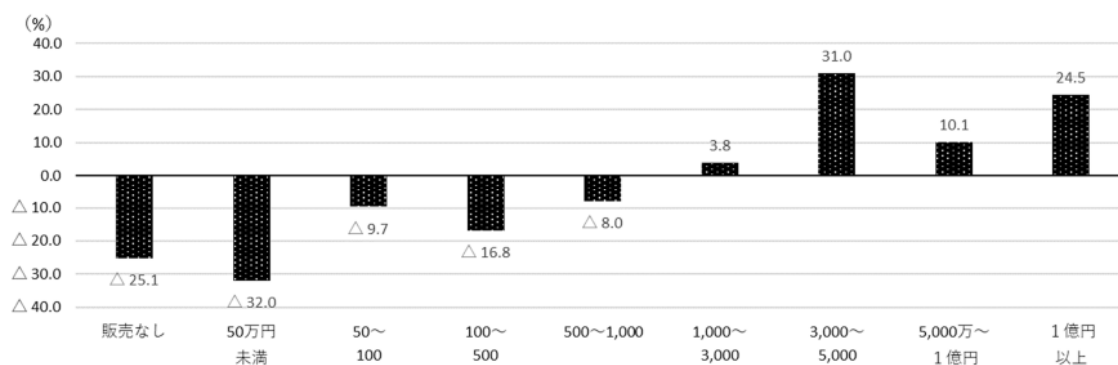
農産物販売金額規模別に農業経営体数の増減率をみると、5年前に比べ1,000万円未満の層で農業経営体数が減少しているが、1,000万円以上の層では増加した。

表5 農産物販売金額規模別農業経営体数（長崎県）

単位：経営体

区分	販売なし	50万円未満	50～100	100～500	500～1,000	1,000～3,000	3,000～5,000	5,000万～1億円	1億円以上
平成 27年	2,415	6,786	2,709	5,555	2,140	1,842	197	158	106
令和 2年	1,809	4,616	2,447	4,620	1,968	1,912	258	174	132
増減率（%）									
令和2年/平成27年	△25.1	△32.0	△9.7	△16.8	△8.0	3.8	31.0	10.1	24.5

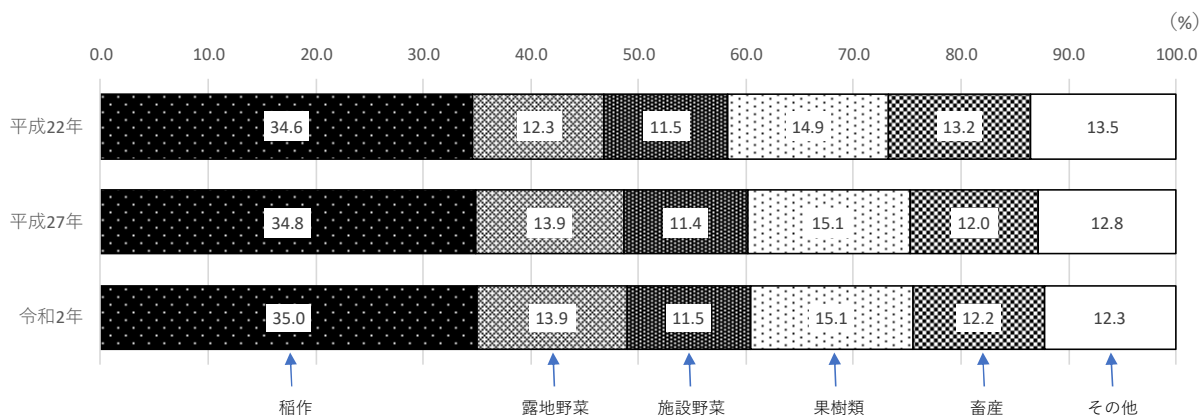
図6 農産物販売金額規模別農業経営体数の増減率（長崎県）



(5) 農産物販売金額1位の部門別経営体数

農産物販売金額1位の部門別に農業経営体数の構成割合をみると、稲作が35.0%となり、5年前に比べ0.2ポイント上昇した。また、畜産も5年前に比べ0.2ポイント上昇した。

図7 農産物販売金額1位の部門別農業経営体数の構成割合（長崎県）

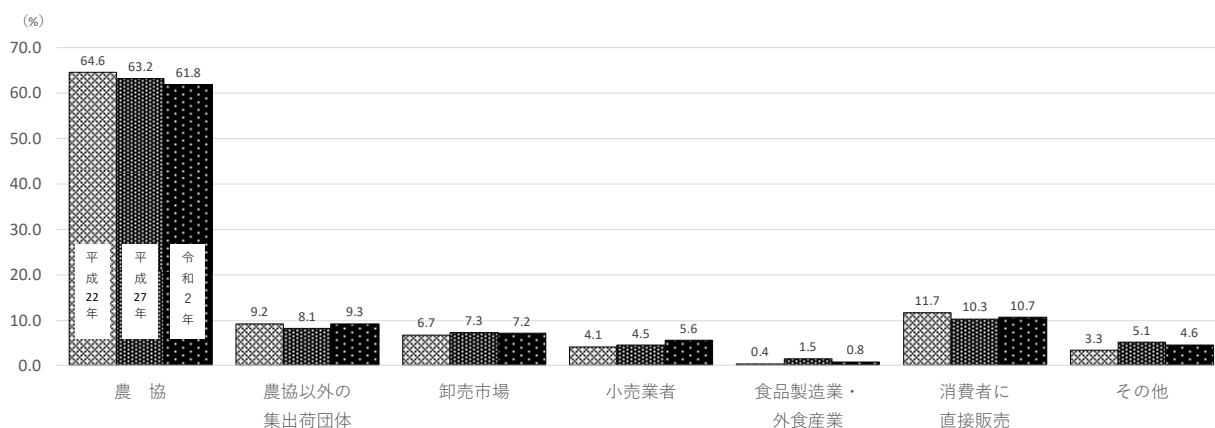


(6) 農産物販売金額1位の出荷先別にみた農業経営体数

農産物販売金額1位の出荷先別に農業経営体数の構成割合をみると、農協が61.8%となり、次いで消費者に直接販売が10.7%、農協以外の集出荷団体(有志で組織した任意組合等)が9.3%となった。

また、5年前に比べ農協が1.4ポイント下降し、農協以外の集出荷団体が1.2ポイント、小売業者が1.1ポイント上昇した。

図8 農産物販売金額1位の出荷先別農業経営体数の構成割合（長崎県）



(7) 青色申告を行っている農業経営体数

青色申告を行っている農業経営体数は5,692経営体で、農業経営体に占める割合は31.7%となった。このうち、正規の簿記を行っている農業経営体数は3,160経営体で、農業経営体に占める割合は17.6%となった。

表6 青色申告を行っている農業経営体数（長崎県）

単位：経営体

	計	青色申告を行っている				青色申告を行っていない
		小計	正規の簿記	簡易簿記	現金主義	
総数	17,936	5,692	3,160	2,168	364	12,244
個人経営体	17,500	5,385	2,866	2,156	363	12,115
団体経営体	436	307	294	12	1	129
構成比（%）						
総数	100.0	31.7	17.6	12.1	2.0	68.3
個人経営体	100.0	30.8	16.4	12.3	2.1	69.2
団体経営体	100.0	70.4	67.4	2.8	0.2	29.6

注：“正規の簿記”とは損益計算書と貸借対照表が導き出せる組織的な簿記の方式（一般的には複式簿記）を行っている場合をいう。

(8) データを活用した農業を行っている農業経営体数

データを活用した農業を行っている農業経営体数は3,723経営体で、農業経営体に占める割合は20.8%となった。また、団体経営についてみると、データを活用した農業を行っている農業経営体数は241経営体で、団体経営体に占める割合は55.3%となった。

表7 データを活用した農業を行っている農業経営体数（長崎県）

単位：経営体

	計	データを活用した農業を行っている				データを活用していない
		小計	データを取得して活用	データを取得・記録して活用	データを取得・分析して活用	
総数	17,936	3,723	2,813	712	198	14,213
個人経営体	17,500	3,482	2,689	627	166	14,018
団体経営体	436	241	124	85	32	195
構成比（%）						
総数	100.0	20.8	15.7	4.0	1.1	79.2
個人経営体	100.0	19.9	15.4	3.6	0.9	80.1
団体経営体	100.0	55.3	28.4	19.5	7.3	44.7

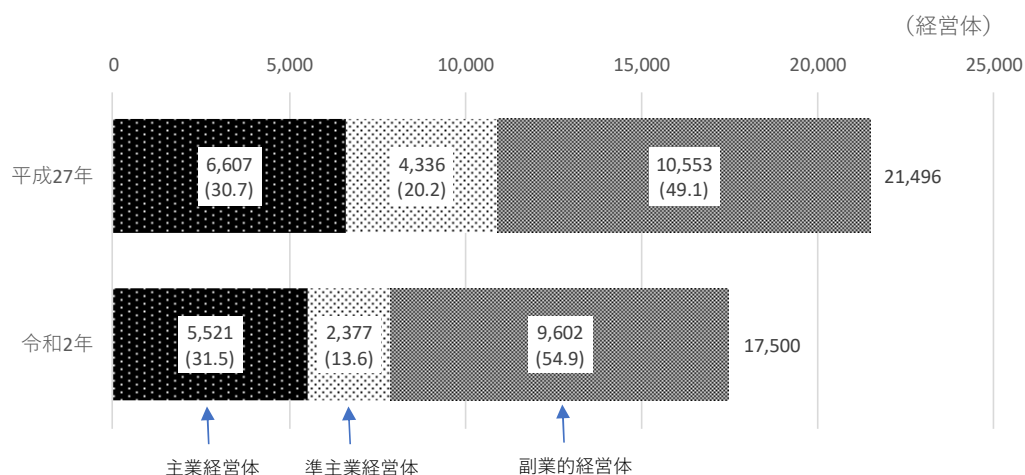
注：“データを活用”とは、効率的かつ効果的な農業経営を行うためにデータ（財務、市況、生産履歴、生育状況、気象状況、栽培管理などの情報）を活用することをいう。

(9) 主副業別農業経営体数（個人経営体）

農業経営体のうち個人経営体を主副業別にみると、主業経営体は 5,521 経営体で 5 年前に比べ 1,086 経営体の減少、準主業経営体は 2,377 経営体で 1,959 経営体の減少、副業的経営体は 9,602 経営体で 951 経営体の減少となった。

この結果、個人経営体に占める割合は、主業経営体が 31.5%、準主業経営体が 13.6%、副業的経営体が 54.9%となった。

図9 主副業別農業経営体数（個人経営体）（長崎県）



注：（ ）内は個人経営体数に占める割合(%)である。

主業経営体：農業所得が主（農家所得の 50%以上が農業所得）で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

準主業経営体：農外所得が主（農家所得の 50%未満が農業所得）で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

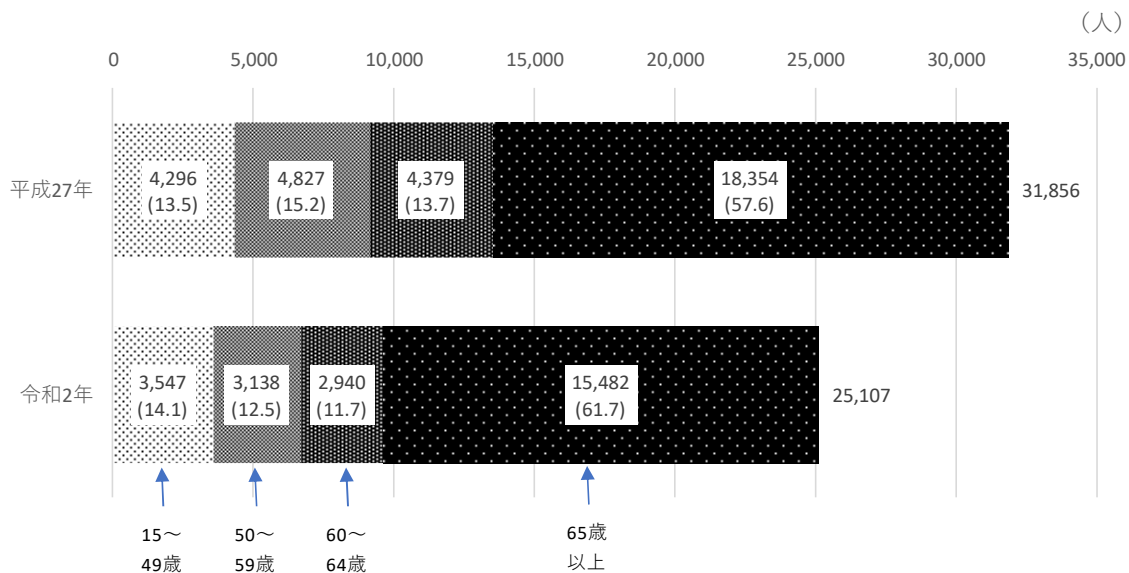
副業的経営体：調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいない個人経営体及び準主業経営体以外の個人経営体をいう。

(10) 基幹的農業従事者数（個人経営体）

農業経営体のうち個人経営体の基幹的農業従事者（仕事が主で、主に自営農業に従事した世帯員）は25,107人で、5年前に比べ6,749人（21.2%）減少した。

個人経営体の基幹的農業従事者のうち65歳以上が占める割合は、61.7%となり、5年前に比べ4.1ポイント上昇した。

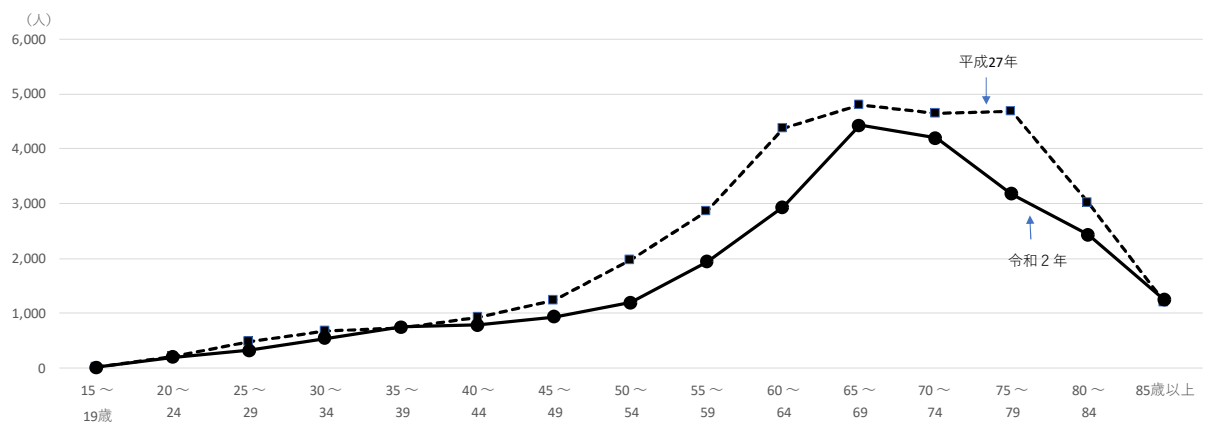
図10 年齢別基幹的農業従事者数（個人経営体）の構成（長崎県）



注：（ ）内は基幹的農業従事者に占める割合(%)である。

年齢階層別に基幹的農業従事者の推移をみると、5年前と比べ「35～39歳」「85歳以上」の階層以外で減少した。

図11 基幹的農業従事者数（個人経営体）の推移（長崎県）

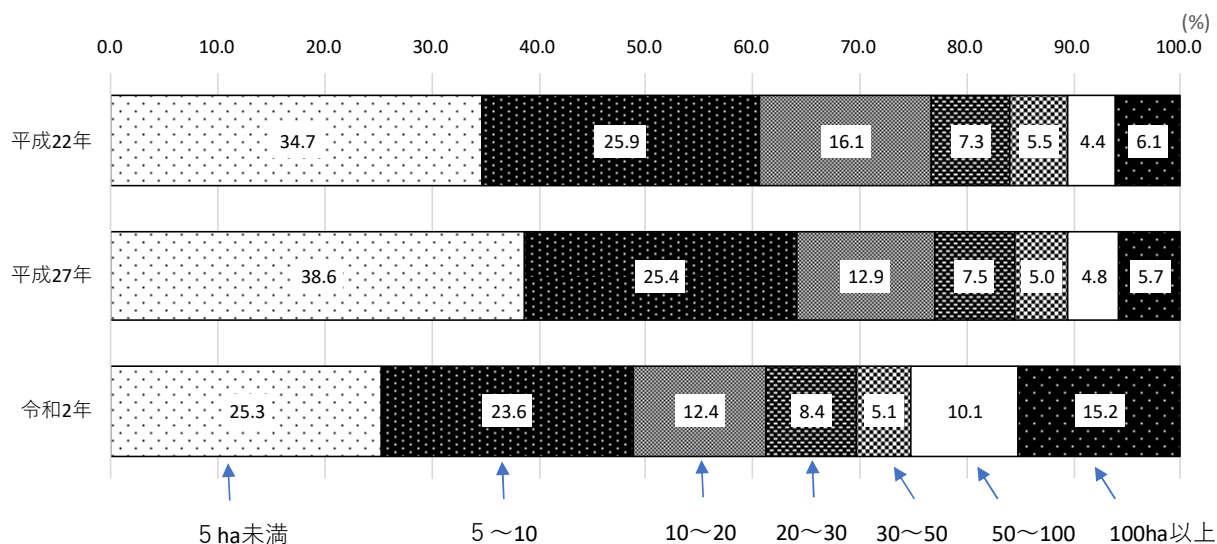


3 林業経営体

(1) 保有山林面積規模別林業経営体数の構成割合

保有山林面積規模別に林業経営体数の構成割合をみると、5ha未満が25.3%、次いで、5～10haが23.6%となった。

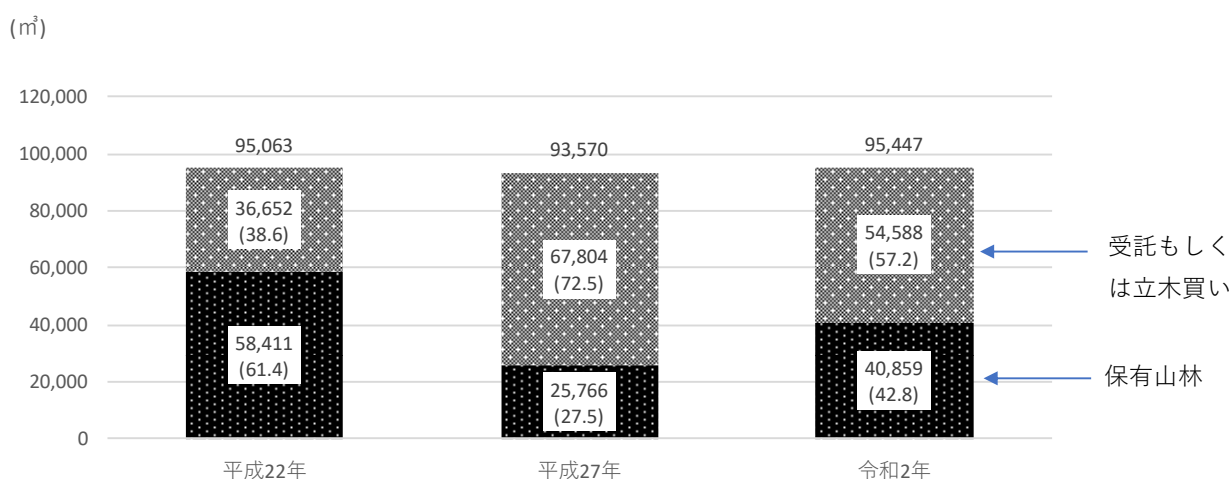
図12 保有山林面積規模別林業経営体数の構成割合（長崎県）



(2) 素材生産量の推移

林業経営体の素材生産量をみると、95,447 m³で、5年前に比べ1,877 m³（2.0%）増加した。また、林業経営体の素材生産量に占める受託もしくは立木買いの割合は57.2%となっている。

図13 素材生産量の推移（長崎県）



注：（ ）内は素材生産量に占める割合(%)である。

補足 1 用語の解説

(1) 農林業経営体

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

(1) 経営耕地面積が30 a以上の規模の農業

(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業

①露地野菜作付面積 15 a

②施設野菜栽培面積 350 m²

③果樹栽培面積 10 a

④露地花き栽培面積 10 a

⑤施設花き栽培面積 250 m²

⑥搾乳牛飼養頭数 1 頭

⑦肥育牛飼養頭数 1 頭

⑧豚飼養頭数 15 頭

⑨採卵鶏飼養羽数 150 羽

⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽

⑪その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

(3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3 ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。）

(4) 農作業の受託の事業

(5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200m³以上の素材を生産した者に限る。）

農業経営体

農林業経営体のうち、(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

林業経営体

農林業経営体のうち、(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

個人経営体

個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。

団体経営体 | 個人経営体以外の経営体をいう。

(2) 組織形態別

法人化している
(法人経営体) | 農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。

農事組合法人 | 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき、「組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進すること」を目的として設立された法人をいう。

会社 | 次のいずれかに該当するものをいう。

株式会社 | 会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。

合名・合資会社 | 会社法に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。

合同会社 | 会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。

相互会社 | 保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、保険会社のみが認められている中間法人であり、加入者自身を構成員とすることから、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。

各種団体 | 次のいずれかに該当するものをいう。

農協 | 農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当する。

森林組合 | 森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。

その他の各種団体 | 農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合以外の組合等の団体が該当する。林業公社（第3セクター）もここに含める。

その他の法人 | 農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、公益法人、宗教法人、医療法人、NPO法人などが該当する。

地方公共団体・財

産区

地方公共団体とは、都道府県及び市区町村をいう。

財産区とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、市区町村の一部で財産を有し、又は公の施設を設け、当該財産等の管理・処分・廃止に関する機能を有する特別地方公共団体をいう。

(3) 農業経営体

ア 土地

経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

経営耕地の取扱い方

- (1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕作を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (4) 委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している農家」の経営耕地（借入耕地）とした。
- (6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。
- (7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。
- (8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、全てその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

耕地の取扱い方

- (1) 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積

を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。）、残りの部分については耕地以外の土地とした。

- (2) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。

しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはしなかった。

- (3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに1回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。

- (4) 宅地内でも1a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。

- (5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。

また、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、きのこ栽培専門のものの敷地は耕地とはしなかった。ただし、農地法第43条に基づきコンクリート床など転換した農地は耕地とした。

- (6) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。

なお、施肥・補はんなどの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。

- (7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。

- (8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。

- (9) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした（刈敷程度は肥培管理とみなさない。）。

田

耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。

水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。

- (1) 陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地やたん水のためビニールを張り水稻を作っている土地）も田とした。

- (2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑とした。

なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいしている土地は、たとえ水稻を作っている畑とした。

畑	<p>耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。</p> <p>なお、焼畑、切替畑（林野で抜根せず、火入れにより作物を栽培する畑及び畑と山林を輪番し、切り替えて利用する畑）など不安定な土地も畑とした。</p>
樹園地	<p>木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1 a以上まとまっているもの（一定の畝幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。</p> <p>花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。</p> <p>なお、樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。</p>

イ 農産物の販売

農産物販売金額	<p>自ら生産した農産物を販売した場合、自ら生産した農産物を自らが又は共同で営む農業生産関連事業（加工品の製造、農家民宿、農家レストラン等）における原料として使用した場合に、肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差引く前の売上金額（消費税を含む。）をいう。</p> <p>なお、農業生産関連事業における原料として使用した場合は、原料農産物の見積額とした。</p> <p>自給部分の見積金額は含まない。</p> <p>集落営農に参加しており、そこで生産した農産物の販売権等が集落営農側にある場合は、その農産物の販売金額は含まない。</p> <p>観光農園を営んでいる場合の入園（入場）料（入園料で農産物を一定量収穫させる場合のみ）は、農産物販売金額に含む。</p>
---------	---

ウ 農業経営組織別

単一経営	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。
複合経営	単一経営以外をいい、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割未満（販売のなかった経営体を除く）の経営体をいう。

エ 農業経営の取組

青色申告	<p>不動産所得、事業所得、山林所得のある人で、納税地の所轄税務署長の承認を受けた人が確定申告を行う際に、一定の帳簿を備え付け日々の取引を記帳し、その記録にもとづいて申告する制度をいう。</p>
------	---

正規の簿記	損益計算書と貸借対照表が導き出せる組織的な簿記の方式（一般的には複式簿記）を行っている場合をいう。
簡易簿記	「正規の簿記」以外の簡易な帳簿による記帳を行っている場合をいう。
現金主義	現金主義による所得計算の特例を受けている場合をいう。
有機農業	<p>化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しない農業のことで、減化学肥料・減農薬栽培は含まない。</p> <p>また、自然農法に取り組んでいる場合や有機JASの認証を受けていない方でも、化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しないで農業に取り組んでいる場合を含む。</p>
農業経営を行うためにデータを活用	効率的かつ効果的な農業経営を行うためにデータ（財務、市況、生産履歴、生育状況、気象状況、栽培管理などの情報）を活用することをいい、次のいずれかの場合をいう。
データを取得して活用	気象、市況、土壌状態、地図、栽培技術などの経営外部データを取得するツールとしてスマートフォン、パソコン、タブレット、携帯電話、新聞などを用いて、取得したデータを効率的かつ効果的な農業経営を行うために活用することをいう。
データを取得・記録して活用	「データを取得して活用」で取得した経営外部データに加え、財務、生産履歴、栽培管理、ほ場マップ情報、土壌診断情報などの経営内部データをスマートフォン、パソコン、タブレット、携帯電話などを用いて、取得したものをこれに記録して効率的かつ効果的な農業経営を行うために活用することをいう。
データを取得・分析して活用	「データを取得して活用」や「データを取得・記録して活用」で把握したデータに加え、センサー、ドローン、カメラなどを用いて、気温、日照量、土壌水分・養分量、CO ₂ 濃度などのほ場環境情報や、作物の大きさ、開花日、病気の発生などの生育状況といった経営内部データを取得し、専用のアプリ、パソコンのソフトなどで分析（アプリ・ソフトの種類、分析機能の水準などは問わない。）して効率的かつ効果的な農業経営を行うために活用することをいう。

(4) 個人経営体

ア 主副業別

主業経営体	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。
準主業経営体	農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。
副業的経営体	調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体及び準主業経営体以外の個人経営体をいう。
農業専従者	調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。

イ 農業従事者等

基幹的農業従事者	自営農業に主として従事した世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。
----------	--

(5) 林業経営体

ア 保有山林の状況

保有山林	自らが林業経営に利用できる（している）山林をいう。
------	---------------------------

イ 素材生産

素材生産量	素材とは丸太のことをさし、原木ともいう。 丸太の体積を表し、一般的には立方メートル（ m^3 ）の単位で表示する。 なお、立木買いによる素材生産量を含む。
立木買いによる素材生産	立木を購入し、伐木して素材生産することをいう。

(6) 総農家

農家	調査期日現在で、経営耕地面積が10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10 a 未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。 なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。
販売農家	経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が30 a 未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

補足2 利用上の注意

- (1) 統計表の数値については、集計値の原数を四捨五入しており、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
- (2) 表中に用いた記号は、次のとおりである。
「-」：事実のないもの
「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

補足3 その他

この資料の数値は概数値である。確定した詳細な数値はホームページに掲載(令和3年3月予定)するとともに、その後刊行する「報告書」に掲載する。

なお、確定した詳細な数値をホームページに掲載した後の正誤情報は、ホームページでお知らせする。